

# 給水装置工事申込について

注：給水装置工事の申込受付は午前中のみとなっています。

## 1. 新規申込の場合

### ■必要書類等

- 給水装置工事申込書
- 道路工事施工承認書の写し（水路占用の場合は、法定外公共物使用（許可）決定通知書）
- 口径別分担金（別途、最新の金額をご確認ください。※消費税率の変更等に注意）
- 設計審査手数料・工事検査手数料（最下段をご参照ください）

### ■該当する場合に添付する書類

- 給水管所有者分岐同意書（様式第2号）〔他人の給水装置から給水管を分岐しようとする場合〕  
※宮代町水道事業給水条例施行規則第4条第3項に基づく様式第4号誓約書を提出の場合は除く
- 土地家屋使用承諾書（様式第3号）〔申込みに係る給水管が他人の所有する土地等を通過する場合や他人の所有する土地建物等に給水装置を設置する場合〕  
※宮代町水道事業給水条例施行規則第4条第3項に基づく様式第4号誓約書を提出の場合は除く
- 誓約書または念書〔（例）13mmメーターを使用する場合、水圧不足が懸念されるため必要となります〕

## 2. 建替え(既存権利有)の場合

### ■必要書類等

- 給水装置工事申込書
- 設計審査手数料・工事検査手数料

### ■該当する場合に添付する書類

- 給水装置所有者変更届（様式第11号）〔給水装置の所有者が変更になる場合〕

## 3. 先行分岐の場合

開発許可の基準内容で案件によっては給水施設の担保が必要な場合があります。その場合は、先行分岐の申し込みをすることが出来ます。この場合、先行分岐は乙止までの工事で終了となります。申込み時には設計審査手数料と工事検査手数料の納付が必要です。

### ■必要書類等

- 「1. 新規申込の場合」で必要又は該当する書類
- 開発許可証の写し

## 4. 臨時用給水の場合

臨時用給水とは、道路工事や建設工事の際の現場事務所への一時的な給水や農作物等への散水などを目的とするものです。

### ■必要書類等

- 「1. 新規申込の場合」で必要又は該当する書類
- 臨時用給水前受金：36,600円＋消費税 ※2か月分、前受金は臨時用給水を廃止する際に精算します

◆設計審査手数料 [給水申込1件につき2,000円] ◆工事検査手数料 [量水器1個につき2,000円]